



3. 総合支援資金

対象となる世帯

●低所得世帯

※失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含みます。

借入ケース例

- ①失業等により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- ②就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- ③公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電話・ガス・水道が止められるおそれがある。
- ④住宅の賃貸契約の費用が不足している。

※失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている場合は対象となりません。



総合支援資金のご利用にあたって

原則として「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援機関の支援を受けていただきます。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用。	(2人以上) 月 20 万円以内 (単 身) 月 15 万円以内 ※貸付期限は原則として3カ月とし、最長 12 カ月まで延長可	最終貸付日から6カ月以内	10 年間	・ 連帯保証人を立てる場合は無利子 ・ 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年 1.5%
住宅入居費 敷金、礼金等の住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用。	40 万円以内	貸付日（生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）からの6カ月以内		
一時生活再建費 生活を再建するために一時的必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用。	60 万円以内			

必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	●世帯全員が記載されている住民票（本籍地・筆頭者記載）及び申込者本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】） ●求職活動等自立に向けた取組についての計画書（自立計画書）（自立相談支援機関のインテーク・アセスメントシートの写し代替可）	借入申込者
世帯の所得がわかる書類	●世帯全員（成人している）の源泉徴収票、所得証明書等 ●借入申込者の過去分と直近の給与明細等	
失業等給付の状況がわかる書類	●雇用保険受給資格者証または離職票	
公的給付または公的な貸付制度を利用・申請している場合、その状況がわかる書類	●該当する公的制度の決定通知書または申請書写し等 ●所定の「求職申込・雇用施策利用状況確認票」	
申込者の個人情報を必要な範囲で関係機関に提供することの同意書等	●所定の「借入申込みにあたっての同意書」 ●所定の「個人情報の取扱いについて」	
連帯保証人について	●世帯全員が記載されている住民票（本籍地・筆頭者記載）及び申込者本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】） ●連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書等	連帯保証人

住居入居費に関する添付書類

内 容	書 類
入居予定住宅に関する書類	●入居予定住宅の不動産賃貸契約書の写し及び見積書 ●住宅確保給付金申請時に不動産業者等から交付される「入居住宅状況通知書」の写し ●住宅確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

※ご相談段階で、借入申込者のご家族などとも面接させていただくことがあります。

※支払い証明として領収書を提出していただきます。ご提出がない場合は、一括償還の対象となります。